

証券コード 6857



76 定時株主総会 招集ご通知

日時 2018年6月27日(水曜日)午前10時 (受付開始時間:**午前9時10分**)

場所 東京都板橋区成増3丁目11番3-405号 成増地域センター (アクトホール)

開催場所が昨年と異なります ので、お間違いのないように ご注意ください。

先端技術を先端で支える

株主の皆様におかれましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあ げます。

第76回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、ご 挨拶申しあげます。

当期の半導体関連市場は、中国スマートフォンの在庫調整が長引いたことで、スマートフォンに使用される半導体への設備投資は全般的に盛り上がりに欠けました。一方で、自動車電装化の進展を背景に、車載半導体やセンサーの需要が堅調でした。またデータセンター関連の半導体に対する旺盛な需要が維持され、とりわけ3次元NAND型フラッシュメモリやDRAMに対する需要が拡大したことで、各メモリ半導体メーカーで生産能力増強のための投資が積極的に行われました。

このような事業環境のもと、当社は、伸長著しいメモリ半導体や車 載半導体向けの試験装置需要の取り込み、および半導体試験周辺機器 の一層の拡販に努めました。また足元の急峻な製品需要の伸びに追随 すべく、生産能力の改善にも取り組みました。

その結果、当期の受注高は2,478億円、売上高は2,072億円となり、ともに2006年度以来11年ぶりとなる高水準の実績を収めました。利益面については、営業利益は245億円、税引前利益は243億円、当期利益は181億円となりました。

株主の皆様への期末配当金につきましては、1株につき23円とし、2018年6月4日を支払開始日とすることを、2018年5月22日の取締役会で決議しました。

これにより、中間配当金(1株につき9円)を加えた年間の配当金は1株につき32円(前期より7円増配)となります。

なお、当社では、これからの10年間でどうありたいか、何をなすべきかを定めたグランドデザインおよび中期経営計画を策定しました。内容の詳細は、29ページ以降にある事業報告の「対処すべき課題」をご覧ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

2018年6月

代表取締役兼執行役員社長 吉田 芳明



目 次

株主の皆様へ	. 2
(添付書類) 事業報告····································	25 44 47 50
(ご参考) 株主メモ······	54

※連結計算書類の連結注記表および計算書類の 個別注記表につきましては、法令および定款 第13条に基づき、当社ウェブサイト (https:// www.advantest.com/investors/) に掲載す ることにより、株主の皆様にご提供いたして おります。

(証券コード 6857) 2018年6月1日

株主各位

東京都練馬区旭町1丁目32番1号

株式会社アドバンテスト

代表取締役 吉田 芳明

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2018年6月26日 (火曜日) 午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2018年6月27日(水曜日)午前10時 (受付開始時刻:**午前9時10分**)

成増地域センター (アクトホール)

(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。また、会場の建物の開館時刻が午前9時となる関係上、上記受付開始時刻以前の受付はできかねますので、ご了承ください。)

- 3. 株主総会の目的事項
 - **報告事項** 1. 第76期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 - 2. 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件第5号議案 取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) のストック・オプションに関する報酬額および内容変更の件

4. 議決権行使のご案内

【議決権行使書用紙による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月26日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使】

議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。詳細につきましては4ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

【議決権の重複行使の場合のお取扱い】

議決権行使書用紙と電磁的方法の双方で、重複して議決権行使された場合は、電磁的方法による 議決権行使を有効とさせていただきます。

電磁的方法による議決権行使を複数回された場合は、最後に議決権行使されたものを有効とさせていただきます。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 次の事項につきましては、法令および定款第13条に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類および下記ウェブサイト掲載事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成する際に監査をした書類であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申しあげます。今回よりお飲み物はペットボトルにての提供とさせていただきます。
- ◎ お帰りの際に、ご出席いただきました株主の皆様にお土産をご用意いたしておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。なお、会場の開館時刻との関係上、受付開始時刻以前にはお渡しできかねます。
- ◎ 当日ご出席願えない株主の皆様のために、総会当日、報告事項のプレゼンテーション資料を当社 ウェブサイトに掲載いたします。
- ② 決議の結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト (https://www.advantest.com/investors/)に掲載いたします。

<<インターネット等による議決権行使のご案内>>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ可能です。(毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- ②株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。
- ③インターネットによる議決権行使は、2018年6月26日(火曜日)の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- ①議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ①郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等の費用は株主様のご負担となります。

【システム等に関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

[議決権電子行使プラットフォームについて]

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人を含みます)につきましては、事前のご利用申し込みにより、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営効率の更なる向上を図るため、当社の本社機能が存在する東京都千代田区に本店を移転することとし、これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都練馬区から東京都千代田区に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(本店所在地)	(本店所在地)
第3条 当会社は本店を東京都 <u>練馬区</u> に置く。	第3条 当会社は本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

現任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会から、本議案については、各候補者の経歴、能力、人柄等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、候補者の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない旨の報告を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

収	以神仅(益且寺安貝でめる以神仅を防へ。)疾拥有は、人切とのりでめります。						
候補者番号	氏 名	現在の地位および担当	取締役会 出席回数				
1	再任 吉 田 芳 明	代表取締役兼執行役員社長	13回/13回				
2	再任 から つ addi 独立 唐 津 修	社外取締役	13回/13回				
3	再任 よし かわ せい いち 独立 吉 川 誠 一	社外取締役	130/130				
4	再任 明 世 節	取締役兼執行役員副社長 カスタマリレーションズ担当	130/130				
5	Hans-Juergen Wagner 再任 ハンス ユルゲン ヴァーグナー	取締役兼常務執行役員 テストテクノロジー担当	100/100				
6	再任 塚 越 聡 一	取締役兼常務執行役員 サプライチェーン担当	100/100				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1		1999年 4 月 当社入社 2006年 6 月 当社執行役員 2009年 6 月 当社常務執行役員 2013年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 2016年 6 月 当社取締役兼専務執行役員 2017年 1 月 当社代表取締役兼執行役員社長(現任)	46,165株
'	ました。 ました あき 吉田 芳明 (1958年2月8日生) 再任	取締役候補者とした理由 ■吉田芳明氏は、当社子会社代表取締役、当社の経営企画部門長およびナノテクノロジー事業部門長を経て、2017年1月か役兼執行役員社長を務めており、当社グループの事業および幅広い知識と経験を有することから、持続的な企業価値向上めに適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしまし	いら代表取締 ぶ会社経営に この実現のた

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	ns 2 aste	1975年 4 月 日本電信電話公社入社 1991年 6 月 日本電信電話株式会社LSI研究所部長 1997年 6 月 株式会社国際電気通信基礎技術研究所取締役 (1999年 6 月退任) 1999年 4 月 株式会社SRIコンサルティング プリンシパルコンサルタント 2000年 4 月 SRIインターナショナル日本支社代表 (2012年 1 月退任) 2012年 6 月 当社社外取締役(現任)	2,536株
	唐 津 修 (1947年4月25日生) 再任 独立	社外取締役候補者とした理由および在任年数 ■唐津修氏は、社外取締役候補者であります。 ■唐津修氏は、国内外の研究開発機関のマネジメントの経験に体に精通する専門家としての幅広い知識と経験を有すること的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き締役候補者といたしました。 ■唐津修氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は6年である。	から、持続 続き社外取
		独立性について ■当社は、唐津修氏との間に特段の取引関係はなく、当社が定社外取締役の独立性判断基準」(14ページ掲載)により、十分有していると判断しております。また、株式会社東京証券取る独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対して独て届け出ております。	かに独立性を Z引所が定め

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
	at pho thi ins 吉川誠一	1969年 7 月 富士通株式会社入社 2000年 6 月 株式会社富士通研究所取締役 2004年 6 月 株式会社富士通研究所常務取締役 (2009年 6 月退任) 2011年 3 月 株式会社QDレーザ代表取締役会長 (2012年12月退任) 2012年 9 月 独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター 上席フェロー (2015年 3 月退任) 2013年 6 月 当社社外取締役(現任)	3,443株
3	(1946年3月22日生) 再任 独立	社外取締役候補者とした理由および在任年数 ■吉川誠一氏は、社外取締役候補者であります。 ■吉川誠一氏は、国内の研究開発企業のマネジメントの経験に開発戦略の専門家としての幅広い知識と経験を有することかな企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続役候補者といたしました。 ■吉川誠一氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は5年で	いら、持続的 記き社外取締
		独立性について ■当社は、吉川誠一氏との間に特段の取引関係はありません。 所属していた富士通株式会社と当社との間では製品の販売等りますが、同社と当社との2017年度における販売取引額は、売上高の1%未満です。また、原材料の購入や業務委託の取すが、同社と当社との2017年度における取引額は、当社の適ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。以上の点から、同社は当社が定める「独立社外取締役の独準」(14ページ掲載)に規定された主要な取引先に該当せず、性を有していると判断しております。また、株式会社東京記定める独立役員の要件を満たしているため、同取引所に対しとして届け出ております。	の取引があ 当社の連結 引がありま 連結売上原価 3立性判断基 十分に独立 長券取引所が

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4		1989年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員 2011年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 当社営業担当 当社営業本部長(現任) 2015年 6 月 当社取締役兼専務執行役員 2017年 6 月 当社取締役兼執行役員副社長(現任) 当社カスタマリレーションズ担当(現任)	5,077株
	みょん せ ぼん 明 世 範 (1954年9月16日生) 再任	取締役候補者とした理由 ■明世範氏は、長年にわたり当社の営業部門に従事し、Advan Co., Ltd.代表理事会長、営業部門長などを務めており、営業 広い知識と経験を有しています。世界中の顧客との関係強化 続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引 役候補者といたしました。	における幅 とを通じた持

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	Hans-Juergen Wagner ハンス ユルゲン ヴァーグナー (1960年1月19日生)	1985年 1月 Hewlett-Packard GmbH入社 2011年 7月 当社執行役員 Verigy Ltd. (現Advantest (Singapore) Pte. Ltd.) Chairman of the Board, President and CEO Advantest Europe GmbH Managing Director (R&D, CTO) 2012年 8 月 当社SoC Test Business Groups担当 当社常務執行役員 当社取締役兼常務執行役員 (現任) 当社テストテクノロジー担当 (現任) Advantest Europe GmbH Managing Director (CEO) (現任) 当社SoC Test Business Group担当 (現任)	O株
	再任	取締役候補者とした理由 ■ハンス ユルゲン ヴァーグナー氏は、当社の主力製品であ を有するSoCテストビジネスの事業責任者およびAdvante GmbHのCEOを務めております。当社のコアビジネスである タ事業にかかわる市場動向や技術開発に対して、豊富な知識 ます。また世界各地での顧客とのつながりも深いため、取締 るグローバル化のためにも適切な人材と判断し、引き続き取 といたしました。	est Europe 半導体テス 後を有してい で役会の更な

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6		1983年 4 月 当社入社 2008年 6 月 当社執行役員 2013年 6 月 当社生産本部長(現任) 2015年 6 月 当社常務執行役員 2017年 6 月 当社取締役兼常務執行役員(現任) 当社サプライチェーン担当(現任)	4,335株
	つか こし そう いち 塚 越 聡 一 (1960年2月1日生) 再任	取締役候補者とした理由 ■塚越聡一氏は、営業部門に従事し、営業部門の副本部長を在は生産本部長を務め、営業および生産の両部門に関して経験を有しております。製造現場の効率化およびサプライ適化による持続的な企業価値向上の実現のために適切な、引き続き取締役候補者といたしました。	「幅広い知識と ´チェーンの最

- (注) 1. 候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、唐津修氏および吉川誠一氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役萩尾保繁氏が辞任により退任されること に伴い、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案によ り選任いただく監査等委員である取締役は、現任の監査等委員である取締役萩尾保繁氏の補欠 として選任されるものではないため、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなります。また、本議案につきまして は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。						
氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数				
*************************************	1982年 4 月 松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社 2003年 5 月 松下電器産業株式会社 パナソニックシステムソリューションズ社 法務部長 2007年 4 月 松下電器産業株式会社 理事 ホームアプライアンス社 法務・C S R部長 2008年 6 月 松下設備ネットサービス株式会社 (現パナソニックアプライアンスセーフティサービス株式会社) 取締役 (2010年1月退任) 2010年 2 月 文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習官 (2012年3月退官) 2013年 7 月 パナソニック株式会社 リーガル本部 特命担当理事 (2013年9月退社) 2014年 1 月 日本年金機構 理事 (2015年12月退任) 2016年 1 月 日本年金機構 監事 (2017年12月退任)	O株				
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由■村田恒子氏は、社外取締役候補者であります。■村田恒子氏は、民間企業ならびに日本年金機構における役員としての身	務経験に加				
	え、法務部門責任者としてコンプライアンス対策ならびに企業ガバナン	ノスに精通し				

ており、更に日本年金機構における監事としての監査実務を通じた豊富な経験か ら、監査・監督機能の向上に適切な人材と判断し、新たに監査等委員である社外取 締役候補者といたしました。

独立性について

■当社は、村田恒子氏との間に特段の取引関係はなく、当社が定める「独立社外取締 役の独立性判断基準|(14ページ掲載)により、十分に独立性を有していると判断 しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たして いるため、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、村田恒子氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(ご参考) 独立社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近において、以下の要件 の全てに該当しないことを必要とします。

- 1. 主要な取引先
- (1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

2. 専門家

(1) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます)

3. 近親者

- (1) 上記1. または2. の近親者
- (2) 当社の子会社の業務執行者、取締役の近親者
- (3) 最近において当社または当社の子会社の業務執行者、取締役だった者の近親者
- (注1)「最近において」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいいます
- (注2)「主要な取引先」とは、当該取引先との取引による売上高等が当社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手をいいます
- (注3)「業務執行者」とは、会社法施行規則に規定する業務執行者をいいます
- (注4)「近親者」とは、二親等内の親族をいいます

第4号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連 動型株式報酬の額および内容決定の件

当社の取締役(別段の記載がない限り、社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬は、固定報酬、業績連動賞与およびストック・オプションで構成されていますが、今般、その報酬体系を改定し、取締役を対象に、新たに業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案につきましては、企業価値の向上や株主利益への貢献を踏まえ、経営を担う人材の確保およびモチベーション向上に資する報酬構成と比率を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない旨の報告を受けております。

記

1 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、2015年6月24日開催の第73回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額とは別に、取締役に対して本制度のための株式報酬を支給することをご提案するものです(なお、第76期における取締役報酬等の支給額は事業報告37ページに記載のとおり。)。当社は、当社第77期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)以降、毎事業年度、本制度に基づく報酬を取締役に支給させていただきたいと存じます。当該報酬の額、内容等につきましては「2本制度における報酬の額および内容等」に記載のとおりです。なお、本制度の導入に伴い、ストック・オプションに関する報酬額についても見直しを行うこととしました。これにつきましては第5号議案に記載のとおりです。

本制度は、当社グループの中長期的な業績の向上を目指すため、当社取締役の中長期業績目標達成へのインセンティブ向上および企業価値の向上を意識した経営への貢献を目的としております。また、当社グループの業績および企業価値との連動性が高く、透明性・客観性が高い役員報酬制度であって、その導入は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる第77期の取締役の員数は、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名(社外取締役および監査等委員である取締役の計5名は対象外。)となります。

2 本制度における報酬の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社が設定した信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下、これら当社株式と金銭を併せて「当社株式等」という。)の交付および給付(以下「交付等」という。)を行う株式報酬制度で、その内容の概要は次のとおりです(詳細は(2)以下に記載のとおり。)。

本制度が当社の発行済株式総数に与える影響については④をご参照ください。

- ①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者
- ・当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)
- ②本制度の対象期間(下記(2)のとおり。)
- ・毎事業年度を初年度とした連続する3事業年度(当初は2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度)
- ・信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業 年度
- ③当社が拠出する信託金の上 限額(下記(2)のとおり。)
- ・連続する3事業年度を対象期間として、対象期間毎に合計2億円 なお、2018年に設定する信託については約8千万円

なお、2018年に設定する信託については約8千万円 (予定)

- ④取締役が取得する当社株式 等の数の上限および当社株 式の取得方法(下記(3)のと おり。)
- ・上限となる株式数は連続する3事業年度を対象期間として、対象期間毎に合計9万株であり、発行済株式の総数(2018年3月31日時点、かつ、自己株式控除後)に対する割合は約0.05%
- ・当社株式は、株式市場または当社(自己株式)から取得予定。但し、2018年に設定する信託については株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない。

- ⑤業績達成条件の内容(下記(3)のとおり。)
- ・役位および連続する3事業年度の業績達成度に基づき変動する。
- ・業績連動指標として、連結売上高、連結営業利益率、 当期利益およびROE等を使用(2018年に設定する信 託については連結売上高、連結営業利益率、当期利益 およびROEの四指標を使用)
- ・業績により変動する幅は、0~150%
- ⑥取締役に対する当社株式等 の交付等の時期(下記(4)の とおり。)
- ・原則として、各対象期間内の最終事業年度の末日直後 の6月ごろ

(2) 当社が拠出する信託金の上限額等

本制度は、連続する3事業年度(2018年に設定する信託については2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、後記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下それぞれの期間を「対象期間」という。)を対象とします。

当社は、対象期間ごとに当該対象期間の初年度に合計 2 億円を上限とする信託金を、取締役への報酬として拠出し、所定の受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間(受託者との間で信託契約が開始する日から終了する日をいう。2018年に設定する信託については2018年8月1日から2021年9月末日を予定する。)約3年間の信託(以下「本信託」という。)を設定(後記の信託期間の延長を含む。以下、同じ。)します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社(自己株式)から取得します。なお、2018年に設定する信託については株式市場から取得します。当社は、当該対象期間中、取締役に対するポイントの付与を行い、当該対象期間の最終事業年度の末日直後の6月ごろに、当社株式等の交付等を行います。

また、当社は、2019年3月末日に終了する事業年度後も、信託期間を約3年間とする新たな本信託を設定することにより、本制度に基づく報酬を取締役に支給することがあります。その場合、新たな各本信託の設定以降の3事業年度を対象期間とし、当社は当該対象期間の初年度に合計2億円を上限とする信託金を拠出し、取締役に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を行います。

なお、各本信託の信託期間の満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更 および追加信託を行うことにより、各本信託を継続することがあります。その場合、当初の 信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計2億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された対象期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、当該延長された対象期間の最終事業年度の末日直後の6月ごろに、当社株式等の交付等を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。)および金銭(以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、2億円の範囲内とします。なお、残存株式については、本信託を延長する年の6月における当社株式の終値の一ヶ月平均値を用いて金額換算するものとします。

1年当たりに設定することができる本信託の数は1個とし、毎年本信託を設定した場合には、最大で3個の本信託が併存します。

ご参考までに以上の概要を図示すると、以下のとおりです。

2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
信託設定			株式交付等		
	信託設定			株式交付等	
		/=			W 5-7155
		信託設定			株式交付等
			/==イ=ル☆		
			信託設定・ 延長		
				信託設定・	
				延長	

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の基礎となる株式数(以下「算定基礎株式数」という。)は、各対象期間の最終事業年度の末日直後の6月ごろに、本信託設定時の役位および各対象期間に対応した業績達成度に従って付与されるポイントに基づき定まりま

す。業績連動指標は、連結売上高、連結営業利益率、当期利益およびROE等とし、達成度に応じ0~150%の業績連動係数を乗じポイント数を決定します。なお、1ポイント当たりの算定基礎株式数は1とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりに交付される当社株式の数を調整します。

本信託により取締役に交付等がされる当社株式等の基礎となる算定基礎株式数の総数は、対象期間である3事業年度ごとに9万株を上限とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金上限額をふまえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

所定の受益者要件を充足した取締役は、各対象期間内の最終事業年度の末日直後の6月(2018年に設定する信託の対象期間については2021年6月) ごろに、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、ポイントに対応する算定基礎株式数の50%(単元株式数末満は切り捨て)相当数の当社株式の交付を受け、残りの株式については本信託により市場等で売却し換価したうえで、その売却価額相当額の金銭の給付を受けるものとします。

但し、当該取締役が非居住者であり日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、ポイント数に対応する算定基礎株式数の当社株式について本信託により市場等で売却し換価したうえで売却価額相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、当該対象期間中に取締役が退任する場合(自己都合により退任する場合および解任される場合を除く。)、当該取締役は、所定の手続きを経た後遅滞なく、退任時の付与ポイント数に対応する算定基礎株式数の50%(単元株式数未満は切り捨て)の当社株式の交付を受け、残りの株式については本信託により市場等で売却し換価したうえでその売却価額相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、信託期間中に取締役が死亡した場合、所定の手続きを経た後遅滞なく、死亡時に付与されるポイント数に応じた算定基礎株式数の当社株式を本信託が市場等で売却し換価したうえで得られる売却価額相当額について、当該取締役の相続人が受託者から給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、議決権を行使しないものとします。

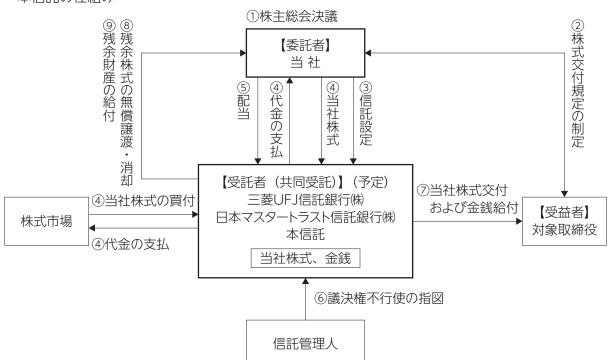
(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(後記ご参考:2018年4月26日付適時開示の抜粋)をご参照下さい。

本信託の仕組み



第5号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)のストック・オプションに関する報酬額および内容変更の件

当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権に関し、当該取締役の報酬額、付与対象者および権利行使期間の始期を下記のとおり変更することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案につきましては、企業価値の向上や株主利益への貢献を踏まえ、経営を担う人材の確保およびモチベーション向上に資する報酬構成と比率を総合的に勘案し、指名報酬委員会の審議を経た後に取締役会で決定されており、報酬等の決定手続は適切であり、特段の指摘事項はない旨の報告を受けております。

記

1 変更の理由等

当社は、2002年より、企業価値の向上を意識した経営の推進にあたり、取締役の業績向上に対する意欲や意識を一層高めることと優秀な人材を確保することを目的に、ストック・オプションとして新株予約権を発行してまいりました。ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2015年6月24日開催の第73回定時株主総会において年額7億円以内とご決議いただき今日に至っております。

当社は、第4号議案「取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する 業績連動型株式報酬の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、新た な業績連動型株式報酬制度を導入いたします。この業績連動型株式報酬制度の導入のほか、経済 情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、①取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を 除く。以下同じ。)のストック・オプションに関する報酬額を減じること、②社外取締役につき ましては、その役割を勘案し、付与の対象外とすること、および③新株予約権の権利行使期間の 始期を割当日の翌日から2年経過以降にすることにつきまして、会社法第361条第1項および第 2項の定めに従い、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる第77期の取締役の員数は、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」および第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名(社外取締役および監査等委員である取締役の計5名は対象外。)となります。

2 議案の内容

(1) 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) の報酬額

ストック・オプションとして発行する新株予約権に関する取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2015年6月24日開催の第73回定時株主総会においてご決議いただいた取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額および第4号議案でご決議いただく取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以

下同じ。) に対する業績連動型株式報酬の額とは別枠で、年額2億円を上限とします。この報酬額を上限として、取締役に対し報酬を付与し、当該報酬債権と新株予約権の払込金額を相殺することにより新株予約権を発行いたします。

(2) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

発行する新株予約権の目的である株式の種類は、普通株式とします。

各新株予約権の目的である株式の数は100株とします。なお、下記③により1株当たりの払込金額が調整される場合、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとします。かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない各新株予約権についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

各新株予約権の目的である株式数= 払込金額 1株当たり払込金額

②発行する新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間以内の日に取締役のために発行する新株予約権の総数は5千個(その目的である株式の総数は50万株)を上限とし、発行する新株予約権の各々の数に、それぞれ割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した新株予約権1個当たりの公正価値を乗じた額の合計が上記(1)の新株予約権に関する取締役の報酬額を超えないものとします。

③新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の割当日において次により決定される1株当たりの払込金額に上記①に定める各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。ただし、その価額が当該割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。各事業年度に係る定時株主総会の日以降に最初の新株予約権が発行された場合、それ以後、当該定時株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権に関する1株当たりの払込金額は、最初の新株予約権に関する1株当たりの払込金額(下記に基づく調整がなされた場合は調整後の1株当たりの払込金額)と同額とすることができるものとします。

なお、割当日後、当社が株式分割、株式併合または時価を下回る価額による新株の発行もしくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使等、一定の場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。また、当社の合併、会社分割または株式交換等の場合において、当社が適当と考える

方法により、必要かつ合理的な範囲で1株当たりの払込金額の調整を行うことがあります。かかる調整が行われた場合、それ以降その直前の定時株主総会の日から1年間以内に発行される新株予約権の1株当たりの払込金額は、当該調整の対象となった新株予約権の調整後の1株当たりの払込金額と同額とすることができます。

(i)株式の分割または併合を行う場合

(ii) 時価を下回る価額による新株の発行または自己株式の処分を行う場合

調整後 1 株当
たり払込金額既発行
株式数
*新規発行株式数 × 1 株当たり払込価額
1 株当たり時価取発行株式数
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・<br

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

④新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内の範囲で、取締役会決議において定める期間とします。

- ⑤新株予約権の権利行使の条件
 - (i)割り当てを受けた取締役は、権利行使時において、当社または当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員その他これらに準じる地位にあることを要します。 ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社が認めた場合はこの限りではありません。
 - (ii)新株予約権の相続は認められません。
 - (iii)各新株予約権の一部を行使することはできないものとします。
- ⑥新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなします。

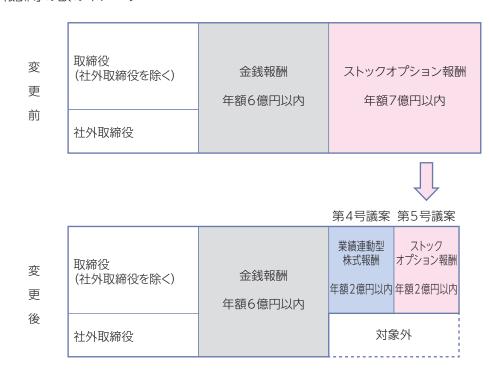
⑦その他の新株予約権の内容

上記①ないし⑥の詳細および①ないし⑥に記載のない新株予約権の内容については、新 株予約権発行に係る取締役会決議において定めるものとします。

以上

(ご参考)

第4号議案および第5号議案をご承認いただいた場合の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額のイメージ



1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

〈全般の状況〉

当期における世界経済は、全体として回復基調が維持されました。先進国では、米国経済が堅調に推移したことに加え、欧州や日本でも景気回復が加速する動きが見られました。中国などの新興諸国においても成長が続きました。

半導体関連市場においては、中国スマートフォンの 在庫調整が長引いたことで、スマートフォンに使用される半導体への設備投資は全般的に盛り上がりに欠けました。一方で、自動車電装化の進展を背景に、車載半導体やセンサーの需要が堅調でした。またデータセンター関連の半導体に対する旺盛な需要が維持され、とりわけ3次元NAND型フラッシュメモリやDRA Mに対する需要が拡大したことで、各メモリ半導体メーカーで生産能力増強のための投資が積極的に行われました。

また、当期の平均為替レートは、米ドルが111円 (前期108円)、ユーロが129円(前期119円)となり ました。 このような事業環境のもと、当社は、伸長著しいメモリ半導体や車載半導体向けの試験装置需要の取り込み、および半導体試験周辺機器の一層の拡販に努めました。また足元の急峻な製品需要の伸びに追随すべく、生産能力の改善にも取り組みました。

その結果、受注高は2,478億円(前期比50.5%増)、 売上高は2,072億円(同32.9%増)となり、ともに 2006年度以来11年ぶりとなる高水準の実績を収めま した。利益面については、採算性が良い製品の売上高 比率の低下、ナノテクノロジー事業における棚卸資産 評価損の計上などで売上総利益率は前期を下回ったも のの、全社を挙げて事業効率改善に努めたことにより 営業利益は245億円(同76.1%増)となりました。税 引前利益は243億円(同61.6%増)、当期利益は181 億円(同27.5%増)となりました。海外売上比率は 93.2%(前期88.2%)となりました。



T5833 メモリ・テスト・システム

〈部門別の状況〉

(半導体・部品テストシステム事業部門)

当部門では、非メモリ半導体用テストシステム事業は、車載半導体、有機 E L ディスプレイドライバ、液晶ディスプレイドライバ用の製品への需要が期を通じて好調でした。スマートフォン関連の半導体試験装置は、期初から需要停滞が続きましたが、2017年の年末から需要に持ち直しの動きが見られました。メモリ半導体用テストシステム事業は、メモリ半導体メーカー各社で旺盛な設備投資が実行されたことと、当社が市場シェアを伸ばしたことで、受注高、売上高とも前期比で大きく伸長しました。

以上により、当部門の受注高は1,697億円(前期比59.8%増)、売上高は1,409億円(同39.2%増)、セグメント利益は289億円(同73.7%増)となりました。



T2000・テスト・システム T2000・テスト・システム用モジュール

(メカトロニクス関連事業部門)

当部門では、メモリ半導体メーカーで生産能力増強投資が積極的に展開されたことで、メモリ半導体用テストシステムと事業関連性の高いデバイス・インタフェース製品の需要が伸びました。車載半導体の量産投資が堅調に進む中、テスト・ハンドラの需要も伸長しました。一方でナノテクノロジー事業において一部のプロジェクト中止を決定したことで、関連する棚卸資産の評価損33億円を第3四半期に計上しました。

以上により、当部門の受注高は440億円(前期比63.5%増)、売上高は359億円(同42.5%増)、セグメント損失は27億円(同12億円悪化)となりました。

(サービス他部門)

当部門では、半導体市場の活況を背景に、保守サービスに対する需要が安定的に推移しました。また旺盛なデータセンター関連投資を背景に、SSDテスタの引き合いも順調に伸びました。並行してフィールドサービス事業やSSDテスタ事業で、今後の事業拡大に向けた体制強化を行いました。

以上により、当部門の受注高は341億円(前期比8.1%増)、売上高は305億円(同3.3%増)、セグメント利益は42億円(同12.9%減)となりました。

■部門別売上状況 (連結)

	国際会計基準									
		年	度		2016年度 第75期				前期比	
部	門			金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	伸び率 (%)	
半導	体・部品テ	ストシステム	事業	101,266	64.9	140,930	68.0	39,664	39.2	
メフ	メカトロニクス関連事業		事業	25,192	16.2	35,893	17.3	10,701	42.5	
サ	_	ビス	他	29,496	18.9	30,466	14.7	970	3.3	
内	部 取	引消	去	△38	△0.0	△66	△0.0	△28	-	
合			計	155,916	100.0	207,223	100.0	51,307	32.9	
う	5	海	外	137,473	88.2	193,041	93.2	55,568	40.4	

② 設備投資の状況

新製品の開発および生産設備を中心に、総額54億円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当期は、重要な資金調達はありません。

(2) 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況 (連結)

米国会計基準							国際会計	基準					
区	分			年	度	2014年		2015年度 第74期		2015年度 第74期 (ご参考)	2016 ^年 第75		2017年度 第76期
売		_	高	(百万	5円)	163,32	29	162,463		162,111	155,9	916	207,223
親会社(親会社の所有者に帰属する当期利益		期利益	(百万	5円)	12,94	48	7,938		6,694	14,2	201	18,103
基本的 1 株当たり当期利益			(円)	74.3	31	45.47		38.35	81	.07	101.94		
親会社の所有者に帰属する持分		(百万	5円)	140,93	38	132,122		93,619	109,5	517	124,610		
資	産	合	計	(百万	5円)	273,04	41	249,469		210,451	231,6	503	254,559

- (注) 1. 当社は、第75期より国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。
 - 2. 企業集団の財産および損益の状況については、国際会計基準による用語に基づいて表示しております。
 - 3. 「基本的1株当たり当期利益」は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。









(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比 率	主要な事業内容
株式会社アドバンテスト研究所	50 百万円	100%	計測試験技術の研究開発
株式会社アドバンテスト ファイナンス	310 百万円	100%	当社製品のリース・中古品販売
Advantest America, Inc.	4,059 千米ドル	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Europe GmbH	10,793 千ユーロ	100%	当社製品の開発・販売
Advantest Taiwan Inc.	760,000 ギニュータイワンドル	100%	当社製品の販売
Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	15,300 千シンガポールドル	100%	当社製品の販売
Advantest Korea Co., Ltd.	9,516 百万ウォン	100%	当社製品の販売支援
Advantest (China) Co., Ltd.	8,000 千米ドル	100%	当社製品の販売支援

⁽注) 議決権比率には間接所有部分を含めております。

(4) 対処すべき課題

当社は、経営理念である「先端技術を先端で支える」を体現する会社であり続けるため、これからの10年で当社がどうありたいか、何をなすべきかを定めた、2018年度を起点とする「グランドデザイン(10年)」ならびに「中期経営計画(3年)」を策定しました。

これらを指針とし、顧客価値の創造と更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

1. グランドデザイン (10年) [2018年度~2027年度]

<ビジョン・ステートメント>

「進化する半導体バリューチェーンで顧客価値を追求」

<戦略>

当社は現在、半導体の量産テスト用システムの開発・販売を中心に事業展開しています。今後は、半導体量産工程の前後にある、半導体設計・評価工程や製品・システムレベル試験工程といった近縁市場へ事業領域を広げることで、業容の拡大と企業価値向上を目指します。

この長期ビジョン達成に向け、「コア・ビジネスの強化、重点投資」、「オペレーショナル・エクセレンスの追求」、「さらなる飛躍への価値探求」、「新事業領域の開拓」の4つの戦略課題に取り組みます。

<長期経営日標>

「売上高3.000億円~4.000億円の達成」

<コスト、利益構造>

売上成長を目指すにあたり、コスト構造のバランスにも配慮します。将来のコスト構造のイメージは、売上高 3.000億円レベルで、売上原価率46%、販管費率32%、営業利益率22%を目安とします。

2. 中期経営計画 (3年) [2018年度~2020年度]

<経営指標>

当社では、期間損益の改善と資本の効率的活用の双方を意識しつつ、企業価値の向上に取り組みます。この考えに基づき、中期経営計画期間における当社の重要な経営指標を売上高、営業利益率、親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)、1株当たり当期利益(EPS)とし、これらの改善に努めます。

2018年度から2020年度までにおける、各経営指標の3カ年平均の目標は以下のとおりです。

	2018~2020年度(平均)	2018~2020年度(平均)
	保守的シナリオ	ベース・シナリオ
半導体試験装置市場 成長率	年0%	年4%
売上高	2,300億円	2,500億円
営業利益率	15%	17%
親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	15%	18%
基本的 1 株当たり当期利益 (EPS)	135円	170円

<主な施策>

- ・半導体・部品テストシステム事業部門
- HPC(High-Performance Computing)や5G通信向けなど、複雑化・高度化する次世代のテスト需要の波を先駆的に捕捉
- DRAM、NVM (Non-volatile Memory) での強固なビジネス基盤を堅持
- ・メカトロニクス関連事業部門
- テスタとの統合ソリューションの提供や高度な環境試験需要への対応による販売機会の拡大
- ・サービス他部門
- 工場自動化要求対応などによるポストセールス増収、SSDテスタの拡販、M&Aによる近縁市場への展開

- ・事業マネジメントの強化
- 社内での事業業績評価にROIC(投下資本利益率)ベースの事業管理・評価ツールを導入し、事業マネジメントを強化

<財務方針と株主環元>

当社は、事業成長基盤の強化と健全な財務状態の維持のため、中期経営計画期間累計で850~1,000億円を目安としたフリー・キャッシュ・フローの創出を目指します。安定した事業活動を担保する現金保有レベルは、500~600億円が適正と考えます。超過資金の使途については、M&A、研究開発、設備増強等の成長に向けた事業投資を優先します。具体的には、中期経営計画期間累計のM&A投資枠として1,000億円を設定します。

株主還元については、半期連結配当性向30%を基本とし、1株当たり利益の成長を通じて配当水準を向上するという方針を継続します。ただし、長期にわたって余剰資金が留保される場合は、成長投資見込みを勘案しつつ、配当性向の見直しや自己株式取得等の総株主還元を機動的に検討します。

<ESG課題への取り組み>

グローバルな社会的課題の解決のために、今後半導体の役割はますます重要になります。当社は半導体のテストを通じて、社会の「安心・安全・心地よい」と持続可能な未来へ貢献してまいります。

また、グローバル人財・フロンティア人財の育成やワークスタイルの改革を通じ、長期戦略達成および事業伸長のための基盤を強化します。さらにその人的資本を効果的に活用するため、事業環境および経営戦略に常に則した組織の運営や整備を図ります。

ガバナンスの面では、当社の取締役会は9名のうち4名が社外取締役で、また2名の外国人取締役がおります。今後も取締役会の一層のダイバーシティを進め、ガバナンスの効いた経営を目指していきます。

※ 中長期経営方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトの「中長期経営方針」の欄に掲載しております。
URL: https://www.advantest.com/ja/investors/management-policy/mid-long-term-management-policy

(5) 主要な事業内容

当社グループは半導体・部品テストシステムおよびメカトロニクス関連製品(テスト・ハンドラ、デバイス・インタフェース、ナノテクノロジー製品等)の製造・販売を主な事業内容とし、その他これらに関連する研究開発および保守・サービス等の事業活動を行っております。

(6) 主要な営業所および工場

(1)	1 1. 11VI

<u> </u>		
区分	名 称	所 在 地
本社事務所および 営業・サービス拠点	本社事務所	東京都千代田区
	群馬R&Dセンタ	群馬県邑楽郡明和町
研究開発拠点	埼玉R&Dセンタ	埼玉県加須市
1/1九用光拠宗	北九州R&Dセンタ	福岡県北九州市
	アドバンテスト研究所	宮城県仙台市
工場	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
上 场	仙台工場	宮城県仙台市

② 海外

区分	名 称	所 在 地
	Advantest America, Inc.	米国
営業・	Advantest Europe GmbH	ドイツ
研究開発・	Advantest Taiwan Inc.	台湾
	Advantest (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Advantest Korea Co., Ltd.	韓国
	Advantest (China) Co., Ltd.	中国

(7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,457(208)名	43 (60) 名増

⁽注) 使用人数は従業員数であり、パートおよび嘱託従業員は() 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2018年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

440,000,000株

② 発行済株式の総数

199,566,770株

(注) 発行済株式の総数には自己株式 (20,539,246株) を含んでおります。

③ 株主数

33.227名



④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	43,858	24.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	19,028	10.62
THE BANK OF NEW YORK 133524	5,485	3.06
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託□)	5,387	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,760	2.10
EUROCLEAR BANK S.A./ N.V.	3,335	1.86
BNYM FOR GOLDMAN SACHS JAPAN	2,482	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,130	1.19
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	2,100	1.17
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,056	1.14

⁽注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てております。

⑤その他株式に関する重要な事項

みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社は、2017年11月9日に、所有する全株式(20,142,600株、富士通株式会社がそのすべての議決権指図権を保有)を売却いたしました。その結果、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社は大株主ではなくなりました。

^{2.} 持株比率は、自己株式 (20,539,246株) を控除して計算しております。

^{3.} 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が有する新株予約権の状況 (2018年3月31日現在)

	() () () () () () () () () ()	2017年11日20日取協処会祭仁油業		
	2016年7月27日 取締役会発行決議	2017年11月29日取締役会発行決議		
発行日	2016年8月16日	2017年12月15日		
新株予約権の発行価額	1個当たり36,300円	1個当たり37,900円		
役員の保有状況	1,500個(2名)	1,000個(4名)		
うち取締役 (監査等委員および社外取締役除く)	1,500個(2名)	1,000個(4名)		
うち社外取締役 (監査等委員除く)	0個 (0名)	0個 (0名)		
うち取締役(監査等 委員)	0個 (0名)	0個 (0名)		
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 150,000株 (新株予約権1個当たり100株)	普通株式100,000株 (新株予約権1個当たり100株)		
新株予約権の行使時に払込をなすべき金額	1株当たり1,382円	1株当たり2,549円		
新株予約権の行使期間	2017年4月1日から2021年3月31日まで	2019年4月1日から2022年3月31日まで		
新株予約権の行使の条件	新株予約権の相続は認めない。			
新株予約権の取得事由	当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議とする。)がなされたとき。 ②新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社または当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったとき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株予約権者に通知した場合を除く。)。 ③新株予約権者が死亡したとき。			
新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得 する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。			

② 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

	2017年11月29日 取締役会発行決議		
発行日	2017年12月15日		
新株予約権の発行価額	1個当たり37,900円		
使用人等への交付状況	7,980個 (147名)		
うち当社の使用人	6,120個 (98名)		
うち当社の子会社の取締役	240個 (5名)		
うち当社の子会社の使用人	1,620個 (44名)		
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式798,000株 (新株予約権1個当たり100株)		
新株予約権の行使時に払込をなすべき金額	1株当たり2,549円		
新株予約権の行使期間	2019年4月1日から2022年3月31日まで		
新株予約権の行使の条件	新株予約権の相続は認めない。		
新株予約権の取得事由	当社は、以下の各号の場合、新株予約権を無償で取得する。 ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契もしくは株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認不要な場合には取締役会決議とする。)がなされたとき。 ②新株予約権を有する者(以下「新株予約権者」という。)が当社たは当社国内外子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、問、嘱託その他これらに準じる地位のいずれも有しなくなったき(ただし、当社が新株予約権の行使につき相当と認め、新株約権者に通知した場合を除く。)。 ③新株予約権者が死亡したとき。		
新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、譲渡により取得する者が当社である場合には、取締役会は当該譲渡を承認したものとみなす。		

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2018年3月31日現在)

地 位 氏 名 担当および重要な兼職の状況 代表 取締役 吉田 芳明* 取締役 唐津 修 取締役 吉川 誠一 取締役 明 世範* 取締役 塚越 聡一* 取締役 塚越 聡一* 取締役 塚越 聡一* 取締役 塚越 聡一* 取締役 零費員 本語 優一 取締委員 山室 東 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所弁護士 富士法人瓜生・糸賀法律事務所弁護士 富士法は外監査役八千代工業株式会社社外監査役 八千代工業株式会社社外監査役 京千代主業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京千代工業株式会社社外監査役 京本 京本 会員 新居工 保 東京教新行役員 弁護士						
取 締 役 唐津 修 取 締 役 吉川 誠一 取 締 役 明 世範* 取 締 役 明 世範* 取 締 役 塚越 聡一* 取 締 役 塚越 聡一* 取 締 役 栗田 優一 取 締 役 東田 優一 取 締 役 東田 優一 取 ・	地	位		氏	名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 吉川 誠一 取 締 役 明 世範* 取 締 役 Wagner* 取 締 役 塚越 聡一* 取 締 役 栗田 優一 取 締 役 東田 優一 取 締 役 東田 優一 取 新 役 東田 優一 取 新 役 京越 聡一* 取 新 役 京本民 保敏 青和特許法律事務所	代 表	取締	役	吉田	芳明*	
取締役明世範* 取締役 明世範* 取締役 Wagner* 取締役 禁動監査等委員 栗田優一 取締役 票田優一 取締役 票田優一 取締役 事務所分差 事務所分表 本記の表社社外監査役の工作代工業株式会社社外監査役の工作代工業株式会社社外監査役の工作代工業株式会社社外監査役の工作代工業株式会社社外監査役の工作代工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工作の工業株式会社社外監査役の工作の工作の工作の工作の工作の工作の工作の工作の工作の工作の工作の工作の工作の	取	締	役	唐津	修	
取 締 役 Hans-Juergen Wagner* 取 締 役 塚越 聡一* 取 締 役 栗田 優一 取 締 役 東田 優一 取 締 役 本記 本記 本記 取 締 役 本記 保敏 青和特許法律事務所	取	締	役	吉川	誠一	
取 締 役 塚越 聡一* 取 締 役 栗田 優一 取 締 役 栗田 優一 取 締 役 事業士法人瓜生・糸賀法律事務所 常護士 富士通株式会社社外監査役 八千代工業株式会社社外監査役 八千代工業株式会社社外監査役 八千代工業株式会社社外監査役 取 締 役 む尾 保敏 青和特許法律事務所	取	締	役	明	世範*	
取 締 役 東田 優一 財 締 役 事 監 査 等 委員 山室 財 締 役 事 取 締 役 事 取 締 役 事 取 締 役 お足 保敏 市和特許法律事務所	取	締	役			
常勤監査等委員 米田 愛一 取締役 事務所分表 監査等委員 事 取締役 事 取締役 事 取締役 事 日本 日本 日本 日本 <	取	締	役	塚越	聡一*	
取 締 役 計算 監 査 等 委 員 上 取 締 役 就足 公 大 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中				栗田	優一	
				山室	惠	弁護士 富士通株式会社社外監査役
				萩尾	保繁	

- (注) 1. 当社は、重要な会議等への出席および執行部門からの業務報告の聴取を 通じた情報収集ならびに会計監査人および内部監査部門との連携強化 により、監査等委員会による監査・監督機能の実効性を高めるため、 栗田優一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 2. 監査等委員である取締役 栗田優一氏は、当社の財務および管理担当役 員における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知 見を有するものであります。
 - 3. 取締役 唐津修氏、吉川誠一氏、山室惠氏および萩尾保繁氏は、社外取 締役であります。
 - 4. 当社は、取締役 唐津修氏、吉川誠一氏、山室惠氏および萩尾保繁氏の 全社外取締役を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出て おります。
 - 5. 取締役 萩尾保繁氏は、2018年3月31日をもって青和特許法律事務所の 業務執行役員を退任しております。
 - 6. 当事業年度末日後の取締役の担当および重要な兼職の状況の異動はありません。
 - 7. 当社は、執行役員制度を採用しており、※印の各氏は執行役員を兼務しております。

8. 執行役員の状況は次のとおりであります。

	8. 執行役員の状況は次のとおりであります。							
	地	位	Ī.		氏	名		担当および重要な兼職の状況
執行	行役	員社	長	吉	\blacksquare	芳	明	
執行	丁役員	副神	捷	明		世	範	カスタマリレーションズ担当 営業本部長
								テストテクノロジー担当
常	務執	行役	員		ns-Ju agne	jerger r	1	Advantest Europe GmbH Managing Director (CEO)
								SoC Test Business Group担当 サプライチェーン担当
常	務執	行符	員	塚	越	聡	_	サノフィチェーン担当 生産本部長
常	務執	行役	員	南	雲		悟	ADS事業本部長
常	膐執	行符	員	津	久:	井 幸	_	社長室長
常	務執	行役	員	Kei	th F	Hardw	ick	Advantest America, Inc. Chief Financial Officer
常	務執	行役	員	Do	ugla	s Lefe	ver	Advantest America, Inc. Director, President and CEO
常	膐執	行符	員	加	藤	俊	介	事業推進本部長
常	務執	行役	員	藤	\blacksquare	敦	司	管理本部長
執	行	役	員	岡	安	俊	幸	新企画商品開発室副室長
執	行	役	員	СН	Wι	ı		Advantest Taiwan Inc. 董事長兼総経理(CEO)
執	行	役	員	Ш	下	和	宏	事業推進本部副本部長
執	行	役	員	Ш	Ш	益	34	メモリテスト事業本部長
執	行	役	員	佐	4	木	功	フィールドサービス本部長
執	行	役	員	阪	本	公	哉	営業本部副本部長
執	行	役	員	徐			勇	Advantest (China) Co., Ltd. 董事兼総経理 (CEO)
執	行	役	員		hae hlm			Advantest Europe GmbH Managing Director (Sales&FS)
執	行	役	員	lue	rgei	n Serr	er	Advantest Europe GmbH
_								Managing Director (R&D)
執	行	役	員	後	藤	敏	雄	DH事業本部長
執	行	役	員	李		震	熙	Advantest Korea Co., Ltd. 代表理事社長
執	行	役	員	Sua (Ric	an S cky	eng S Sim)	im	Advantest (Singapore) Pte. Ltd. Managing Director (CEO)
執	行	役	員	Ξ	橋	靖	夫	営業本部副本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 唐津修氏、吉川誠一氏、山室惠氏および萩尾保繁氏との間に、会社法第427条第1項 に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	8名	301百万円
取締役(監査等委員)	3名	66百万円
	11名	366百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、ストックオプションに関する報酬を含んでおります。
 - 2. 上記報酬等の額のうち、社外取締役(監査等委員を除く) 2名、社外取締役(監査等委員) 2名の報酬等の額は41百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
山室 惠 (社外取締役 監査等委員)	富士通株式会社社外監査役	みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 富士通口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社(以下、みずほ信託銀行退職給付信託口という。)は、所有している当社株式20,142,600株(2017年11月6日時点の持分比率11.35% 富士通株式会社がそのすべての議決権指図権を保有)を2017年11月9日に売却いたしました。2018年3月31日現在、株主名簿上富士通株式会社は当社の株式を保有(みずほ信託銀行退職給付信託口による保有を含む)していません。 当社と富士通株式会社との間には、製品の販売等の取引がありますが、同社と当社との当期における販売取引額は、当社の連結売上高の1%未満です。また、原材料の購入や業務委託の取引がありますが、同社と当
		社との当期における取引額は、当社の連結売上原価ならびに販売費および一般管理費合計額の1%未満です。
	八千代工業株式会社 社外監査役	特別な関係はありません。
萩尾 保繁 (社外取締役 監査等委員)	青和特許法律事務所 業務執行役員	特別な関係はありません。

b. 主な活動状況

氏 名	出席の状況			常の	状況	発言の状況		
唐津 修(社	唐津 修(社外取締役) 取締		役	会	13回中13回	主に業界に関する知見に基づき発言を行っております。		
吉川 誠一(社外取締役) 取 締 役 会 13回中13回 主に研究開発戦略に関する知見に基		主に研究開発戦略に関する知見に基づき発言を行っております。						
山室	惠 取締		締	役	会	13回中12回	 主に弁護士としての専門的観点から発言を行っております。	
(社外取締役 盟	監査等委員)	委員) 監査等委員会		会	14回中13回	主に升設工としての等「1的観点から光音を1」づております。		
萩尾 货	 ī尾 保繁	保繁取		取締役会13回中		13回中13回	→ に分辨上にしての専門が知上から必言を行ってかけます	
(社外取締役 盟			奎等	委員	会	14回中14回	主に弁護士としての専門的観点から発言を行っております。	

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	136百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	136百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の重要な海外子会社は、アーンスト・アンド・ヤンググループの監査法人の監査を受けております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、執行役員、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告いたします。また、上記のほか、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は次のとおりです。

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

アドバンテストグループは、「先端技術を先端で支える」という経営理念のもと、「The ADVANTEST Way & 行動規範」(以下、アドバンテスト行動規範という。)を制定し、経営の透明性を高め、持続的な発展と企業価値の向上に努めてきた。これらの取り組みをさらに推し進めるため、下記の各項目の体制を整備し、内部統制システムの構築、整備、運営を実施し、業務の適正を確保する。

記

- 1. 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化を図る。経営の意思決定および監督は取締役会が担い、業務執行は、取締役会が業務執行機関の役割と権限を明確にした上で執行役員(代表取締役を含む。) および従業員が担う。
 - ② 当社の取締役会は、経営の意思決定機関として、アドバンテストグループ全体の経営方針、経営戦略等の重要事項について決定するとともに、経営の監督機関として、社外取締役をメンバーに含み、業務執行機関が迅速かつ効率的な職務執行ができるように必要となる権限委譲を行いながら業務執行機関の職務執行を監視、監督する。
 - ③ 当社の取締役会は、アドバンテストグループの経営計画を承認し、月次決算に基づく経営成績および 財政状態ならびに各部門の業務執行状況で重要なものについて毎月報告を受け、計画の妥当性等を検 証する。
- 2. 当社および当社の子会社の取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、アドバンテストグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令および定款に適合し、誠実かつ倫理的な行動を採ることを明確にするため、アドバンテスト行動規範を周知徹底する。さらに、取締役および執行役員に対しては、アドバンテスト行動規範に加え、役員倫理規定を適用する。
 - ② 当社は、法令遵守の徹底を図るための体制として行動規範委員会を設置し、アドバンテスト行動規範の運営状況を監視するとともに、アドバンテスト行動規範に照らして疑義のある事項の報告または相談を受け付ける窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を設置し、報告者が不利益な取扱いを受けない体制とする。

- ③ 当社は、企業の社会的責任を遂行するために、開示委員会、内部統制委員会等の課題別委員会を設置する。
- ④ 内部統制委員会は、内部統制システムの整備および、運営の状況について必要に応じて取締役会へ報告する。
- 3. 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、アドバンテストグループの経営環境、事業活動、および会社財産に潜むリスクに関し、重要な業務プロセス毎にリスク要因を識別・分類し、リスクの大きさ、発生可能性、頻度等を分析するとともに、それらのリスクへの適切な対応についての方針および手続の文書化を重要な内部統制活動の一つとして実施する。
 - ② 当社は、災害等の緊急事態に関し、危機管理本部を設置して緊急時行動要領を文書化するとともに、教育訓練を定期的に実施して緊急事態に備える。
 - ③ 内部統制委員会は、リスク管理を徹底し、重要なリスクについては取締役会に報告する。
 - ④ 当社は、安全衛生委員会を設置して、労働災害事故の防止、快適な職場環境の形成および従業員の健康増進に努める。
- 4. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行に係る以下の情報に関して、保存年限、保管責任者、保存方法等の詳細について定めた社内規定に基づいて適切に保存、管理する。
 - ・株主総会の議事録および関連資料
 - ・取締役会の議事録および関連資料
 - ・取締役の職務執行に関するその他の重要な文書
 - ② 当社は、情報漏洩の防止のために情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報の保護と機密文書の漏洩防止を行う。
- 5. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① アドバンテストグループは、連結決算に基づく業績評価を重視したグループ連結経営を行うために当社とグループ会社で同質の内部統制システムを構築、運営する。
 - ② アドバンテストグループの内部統制システムは、グループ各社を担当する当社の各部門が連携するとともに、内部統制委員会が策定するグループ全体の方針に基づいて統一的に構築、運営され、内部統制委員会が掌握したグループ各社の内部統制状況の中で重要なものは、取締役会へ報告される。
 - ③ グループ各社に対する内部監査は当社監査室が総括する。

- 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
 - ① 当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を置く。
- 7. 前項の従業員の当社の取締役からの独立性および前項の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 第6項の従業員の選任、異動、考課、懲戒等の人事事項は監査等委員会の事前の同意を得る。
 - ② 第6項の従業員は、専ら監査等委員の指揮・命令に基づき職務を遂行し、監査等委員でない取締役その他の役職員からの独立性を確保するものとする。
- 8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制
 - ① 当社は、監査等委員が常務会その他の重要会議に出席し、業務執行に関する重要事項をタイムリーに 把握できる体制を採る。
 - ② 企業倫理ヘルプラインに対し、会社の会計、内部統制および監査に関わる事項について報告または相談がなされた場合、監査等委員会に対して直接報告する体制を採る。
 - ③ アドバンテストグループにおける法令、定款およびアドバンテスト行動規範に対する違反またはアドバンテストグループに重大な損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合またはかかる報告を受けた場合は、直ちに監査等委員会に報告する体制を採る。
 - ④ 前号に基づき監査等委員会へ報告をした者が不利益な取扱いを受けない体制を採る。
- 9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、監査等委員会が会計監査人、内部監査部門である監査室、アドバンテストグループ各社の監査役等と連携し、必要に応じて意見交換する機会を確保する。
 - ② 当社は、代表取締役と監査等委員会が定期的に意見交換を行う機会を確保し、意思疎通を図るよう努める。
 - ③ 当社は、監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払等を請求したときは、所定の手続きにより 速やかに処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

① 効率的な職務執行に関する体制

当社は、経営の効率化を図るため、取締役会が取締役会規則に基づき経営の意思決定および監督を行い、執行役員および従業員は、職務権限規定に基づき業務執行を行っております。

取締役会は監査等委員でない取締役6名(うち社外取締役2名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の9名で構成され、アドバンテストグループ全体の経営方針および経営戦略などの重要事項について決定し、業務執行機関の職務執行を監視・監督しております。

当事業年度は、取締役会規則を見直し、定款の定めに従い業務執行の決定の一部を代表取締役に権限委譲するとともに、取締役会における業務執行取締役の職務執行報告を充実させました。

② コンプライアンスに関する体制

当社は、法令遵守の徹底を図るための体制として行動規範委員会を設置し、当社の行動規範である「The ADVANTEST Way & 行動規範」の遵守状況の監視と対応策を検討・実施しております。主な活動として、コンプライアンス活動の推進、人権問題に関する教育の実施および相談・苦情への対応を行っております。

また、コンプライアンス教育を役員および従業員に対して実施しており、e-ラーニングシステムによる教育は役員および従業員の100%が受講を完了しました。

③ リスクマネジメントに関する体制

当社は、代表取締役が委員長を務める内部統制委員会が、アドバンテストグループの重要なリスクの全社横断的な洗い出しおよび分析を行い、リスクごとの責任部門と対応の方針と手順を明確にしております。また、内部統制システムの整備および運用状況、内部統制の評価過程にて重大な欠陥および重要な不備が発見された場合については、取締役会へ報告することとしております。

④ 情報の管理・保存に関する体制

当社は、株主総会、取締役会の議事録および関連資料、取締役の職務執行に関する重要な文書を社内規定に基づいて保存管理しております。また、情報セキュリティ委員会を毎月開催し、個人情報の保護と機密情報の漏洩防止の対策、ITシステムのセキュリティの維持・向上を検討し、実施しております。さらに、サイバー攻撃に対する模擬訓練を実施するとともに、フィッシングメールを受信した場合には、適宜従業員に注意喚起しております。

⑤ 企業集団における業務の適正の確保に関する体制

当社は、アドバンテストグループ全体として重要な業務プロセスを設定し、リスク分析およびそれらのリスクへの適切な対応について指導することによりグループ会社で同質の内部統制システムを構築、運営しております。内部統制委員会は、重要なグループ会社について C S A (統制自己評価)によって各社の内部統制状況を把握するとともに、社内監査部門の監査により状況を把握し、グループ各社が内部統制システム構築の方針の通り運営できるように指導しております。また、内部統制委員会は、グループ各社の内部統制に関する重要な事項が判明した場合には、その旨を取締役会へ報告しています。

⑥ 監査等委員会による監査に関する体制

当社は、常勤監査等委員が常務会その他の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要事項を把握できる体制を採っております。監査等委員会は会計監査人および内部監査部門と必要に応じて随時打ち合わせを行い、相互の連携を図っております。また、当社は、代表取締役と監査等委員会が定期的または必要に応じて意見交換を行う機会を確保し、意思疎通を図っております。

当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会を補助する常勤の従業員を置いております。監査等委員会を補助する従業員は、監査等委員の指示に従い職務を遂行し、監査等委員でない取締役その他の役職員からの独立性を確保しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期継続的な創出が株主利益への貢献の基本であるとの認識のもと、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題と位置付けております。

剰余金の配当につきましては、半期の連結業績をベースとした利益配分を行うこととし、半期の連結配当性向30%を指標として配当を実施してまいります。

内部留保につきましては、M&A、研究開発、設備増強等の成長に向けた事業投資の原資に充て、経営基盤の強化および企業価値創造のために活用する方針であります。なお、長期にわたって余剰資金が留保される場合は、成長投資見込みを勘案しつつ、配当性向の見直しや自己株式取得等の総株主還元を機動的に検討します。

連結計算書類

■連結財政状態計算書 (2018年3月31日現在)

	开日 (2010年))月31日城江/
科目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
〔資産の部〕		
流動資産	197,143	171,139
現金および現金同等物	103,973	95,324
営業債権およびその他の債権	37,929	32,451
棚 卸 資 産	49,627	39,093
その他の流動資産	4,784	2,976
(小 計)	196,313	169,844
売却目的で保有する資産	830	1,295
非流動資産	57,416	60,464
有形固定資産	29,232	29,915
のれんおよび無形資産	15,287	16,479
その他の金融資産	2,414	3,625
繰延税金資産	10,127	10,282
その他の非流動資産	356	163
資 産 合 計	254,559	231,603

(単位:百万円)

科目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
〔負債の部〕		
流動負債	87,197	51,434
営業債務およびその他の債務	43,258	28,489
社 債	29,872	15,000
未払法人所得税	4,247	1,927
引 当 金	3,042	1,643
その他の金融負債	554	626
その他の流動負債	6,224	3,749
非 流 動 負 債	42,752	70,652
社 債	-	29,745
その他の金融負債	-	39
退職給付に係る負債	40,353	38,865
繰延税金負債	1,099	420
その他の非流動負債	1,300	1,583
負 債 合 計	129,949	122,086
〔資本の部〕		
資 本 金	32,363	32,363
資 本 剰 余 金	43,466	44,319
自 己 株 式	△77,724	△86,039
利 益 剰 余 金	125,204	113,676
その他の資本の構成要素	1,301	5,198
親会社の所有者に帰属する持分合計	124,610	109,517
資 本 合 計	124,610	109,517
負債および資本合計	254,559	231,603

■連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)
207,223	155,916
△100,635	△66,176
106,588	89,740
△82,645	△76,174
621	501
△77	△162
24,487	13,905
975	1,344
△1,180	△227
24,282	15,022
△6,179	△821
18,103	14,201
18,103	14,201
	207,223 △100,635 106,588 △82,645 621 △77 24,487 975 △1,180 24,282 △6,179 18,103

■連結包括利益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

科目	当連結会計年度	前連結会計年度(ご参考)	
当期利益	18,103	14,201	
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定	1,024	2,918	
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額	△3,257	△1,381	
売却可能金融資産の公正価値の純変動	△640	406	
税引後その他の包括利益	△2,873	1,943	
当期包括利益	15,230	16,144	
- 当期包括利益の帰属:			
親会社の所有者	15,230	16,144	

(単位:百万円)

△246

109,517

■連結持分変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

32,363

所有者との取引額等合計

2017年3月31日 残高

親会社の所有者に帰属する持分 その他の 資本合計 資本金 資本剰余金 自己株式 利益剰余金 資本の 合計 構成要素 前年度 (ご参考) 44,478 △94,585 2016年4月1日 残高 32,363 105,190 6,173 93,619 93,619 当期利益 14,201 14,201 14,201 その他の包括利益 1,943 1,943 1,943 当期包括利益 14,201 1.943 16,144 16,144 自己株式の取得 $\triangle 2$ $\triangle 2$ $\triangle 2$ △868 自己株式の処分 8,548 △4,611 3,069 3,069 配当金 △4,022 △4,022 △4,022 株式に基づく報酬取引 682 682 682 その他 27 27 27 その他の資本の構成要素 2,918 △2,918 から利益剰余金への振替

8,546

△86,039

△5,715

113,676

△2,918

5,198

△246

109,517

△159

44,319

当年度							
2017年4月1日 残高	32,363	44,319	△86,039	113,676	5,198	109,517	109,517
当期利益				18,103		18,103	18,103
その他の包括利益					△2,873	△2,873	△2,873
当期包括利益	-	-	-	18,103	△2,873	15,230	15,230
自己株式の取得			△2			△2	△2
自己株式の処分		△950	8,317	△3,880		3,487	3,487
配当金				△3,719		△3,719	△3,719
株式に基づく報酬取引		85				85	85
その他		12				12	12
その他の資本の構成要素				1 024	∧ 1 O 2 4		
から利益剰余金への振替				1,024	△1,024	-	-
所有者との取引額等合計	-	△853	8,315	△6,575	△1,024	△137	△137
2018年3月31日 残高	32,363	43,466	△77,724	125,204	1,301	124,610	124,610

計算書類

■貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1 0 / 3 0 1 1 2 / 6 1 1 /				(+14 : 0/31 3/
科目	当事業年度	前事業年度(ご参考)	科目	当事業年度	前事業年度(ご参考)
〔資産の部〕			〔負債の部〕		
流動資産	156,595	134,294	流動負債	119,642	95,083
現金および預金	80,111	72,405		全 27,903	17,649
受 取 手 形	2	36	未 払 st	金 6,391 月 5,272	5,193 4,301
電子記録債権	2,723	1,418	未払法人税等	等 2,306	773
売 掛 金	30,140	28,739	預 り st	金 42,808	49,031
商品および製品	10,744	5,415		金 3,000	1,595
仕 掛 品	14,327	14,073	1年内償還予定の社会 1年内償還予定の転換社		15,000
原材料および貯蔵品	14,951	10,378	2		83
そ の 他	3,597	1,830		也 1,832	1,458
固定資産	134,531	135,829	固定負債	15,956	45,009
有形固定資産	17,955	19,731		責 - - - - 15 570	30,059
建物および構築物	4,741	5,730	退職給付引当第		14,622 39
土 地	9,863	11,195		也 344	289
そ の 他	3,351	2,806	負 債 合 計	135,598	140,092
無形固定資産	2,735	2,800	〔純資産の部〕		
特 許 権	1,950	2,339	株金	154,990	127,972
そ の 他	785	461	資 本 金 資 本 剰 余 金	32,363 32,973	32,363 32,973
投資その他の資産	113,841	113,298		全 32,973	32,973
投資有価証券	30	1,419	利 益 剰 余 金	167,378	148,675
関係会社株式	103,456	103,456	利 益 準 備 うその他利益剰余		3,083
長期貸付金	6	19	での他利益利示。	,	145,592 (27,062)
繰延税金資産	8,795	6,910	(別)途積立金	-/ (, /	
そ の 他	1,561	1,502	(繰越利益剰余金		(△28,350)
貸 倒 引 当 金	△7	△8	自己株式	△77,724	△86,039
			評価・換算差額等 その他有価証券評価差額	金 -	655 655
			新株予約権	538	1,404
			純 資 産 合 計	155,528	130,031
資 産 合 計	291,126	270,123	負債および純資産合計	291,126	270,123
(-)\(\dagger) \dagger)	- M - A - I + X	E	~ C #0.* C	/ A >==== 1	マの小の姿立に

(ご参考) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の早期適用に伴い、繰延税金資産は、投資その他の資産に 区分掲記しております。なお、前事業年度において、流動資産に区分掲記していた繰延税金資産は、 投資その他の資産に組替えて表示しております。

■損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで) (単位: 百万F		
科目	当事業年度	前事業年度(ご参考)
売 上 高	181,830	143,559
売 上 原 価	95,543	68,775
売 上 総 利 益	86,287	74,784
販売費および一般管理費	76,229	70,177
営 業 利 益	10,058	4,607
営 業 外 収 益		
受取利息および配当金	16,216	5,872
その他の営業外収益	1,344	629
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	662	460
為替差損	-	518
その他の営業外費用	247	279
経 常 利 益	26,709	9,851
特別利益		
退職給付信託設定損益	154	-
新株予約権戻入益	-	89
特 別 損 失		

310

26,553

1,987

△1,736

26,302

1,358

8,582

△7,062

15,238

406

減

当

法 人

期

損

税引前当期純利益

税 等 調 整 額

純

法人税、住民税および事業税

利

損

益

失

■株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
株主資本		
資本金		
当期首残高	32,363	32,363
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	32,363	32,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	32,973	32,973
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	32,973	32,973
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3,083	3,083
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,083	3,083
その他利益剰余金		
海外投資等損失積立金		
当期首残高	27,062	27,062
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	27,062	27,062
別途積立金		
当期首残高	146,880	146,880
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	146,880	146,880
繰越利益剰余金		
当期首残高	△28,350	△34,955
当期変動額		
剰余金の配当	△3,719	△4,022
当期純利益	26,302	15,238
自己株式の処分	△3,880	△4,611
当期変動額合計	18,703	6,605
当期末残高	△9,647	△28,350

	当事業年度	前事業年度 (ご参考)
自己株式		
当期首残高	△86,039	△94,585
当期変動額	,	,
自己株式の取得	△2	△2
自己株式の処分	8,317	8,548
当期変動額合計	8,315	8,546
当期末残高	△77,724	△86,039
株主資本合計		
当期首残高	127,972	112,821
当期変動額	**	,-
剰余金の配当	△3,719	△4,022
当期純利益	26,302	15,238
自己株式の取得	△2	△2
自己株式の処分	4,437	3,937
当期変動額合計	27,018	15,151
当期末残高	154,990	127,972
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	655	163
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△655	492
当期変動額合計	△655	492
当期末残高	-	655
新株予約権		
当期首残高	1,404	1,678
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△866	△274
当期変動額合計	△866	△274
当期末残高	538	1,404
純資産合計		
当期首残高	130,031	114,662
当期変動額		
剰余金の配当	△3,719	△4,022
当期純利益	26,302	15,238
自己株式の取得	△2	△2
自己株式の処分	4,437	3,937
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,521	218
当期変動額合計	25,497	15,369
当期末残高	155,528	130,031

監査報告書

会計監查人監查報告書 (連結) 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

株式会社アドバンテスト 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 井 誠 (印) 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北本 佳 永 子 (印) 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太 恵 (印) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2017年4月1日から2018 年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算 書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社 計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な 虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当

監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討す る。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全 体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

|当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して 作成された上記の連結計算書類が、株式会社アドバンテスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る 期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監查人監查報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

株式会社アドバンテスト 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 蓮 # 誠 (印) 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北本 佳 永 子 (EII) 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太 恵 (印) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテストの2017年4月1日から 2018年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書 を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書 を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意 見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評 価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監 査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の 作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに 経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれ る。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告書 謄本

監查報告書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員、従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主な海外連結子会社の往査を実施し、その業務及び財産の状況を確認しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結財政状態計算表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月22日

株式会社アドバンテスト 監査等委員会

- 常勤監査等委員 栗 田 優 一 即
- 監査等委員 山室 惠 印
- 監査等委員 萩尾保繁 印
- (注) 監査等委員 山室惠及び萩尾保繁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日~翌年3月31日
	毎年6月
基準日	定 時 株 主 総 会 毎年3月31日
	期 末配 当 金 毎年3月31日
	中間配当金 毎年9月30日
単 元 株 式 数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	東京都府中市日鋼町1-1
	TEL.0120-232-711 (通話料無料)
同 郵 送 先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
/\	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公 告 の 方 法	電子公告により行う 公共提業 JPI https://www.advantast.com/invastors/
	公告掲載 URL https://www.advantest.com/investors/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が
	(たたし、電子公台によることができない事故、その他のでもを待ない事由が 生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)
(一次十二)	エンだことは、日本庭が前間に公告がたりよす。/ 1.株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、□座を開設されて
(ご注意)	「いる□座管理機関(証券会社等)で承ることになっております。□座を開設されている証券
	会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取扱いできま
	せんのでご注意ください。
	2.特別□座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別□座の□座管理
	機関にお問い合わせください。
	3.未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。
特別口座の口座管理機関	東京証券代行株式会社
同 連 絡 先	東京証券代行株式会社 事務センター
	│ 〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 │ TEL.0120-49-7009(フリーダイヤル)
	TEL.UTZU-49-7009 (777-77 1777)

定時株主総会会場

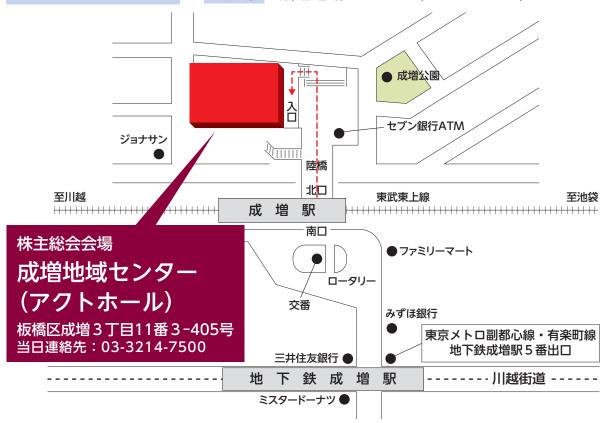
ご案内図

※<u>開催場所が昨年と異なりますので、お間違い</u> のないようご注意ください。

日 時 2018年6月27日 午前10時

(受付開始時刻:午前9時10分)

会場 成増地域センター (アクトホール)



最寄駅 東武東上線成増駅北口下車 徒歩 2 分

東京メトロ副都心線・有楽町線地下鉄成増駅 (5番出口) 下車 徒歩5分

(注) お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。





